

監理技術者講習修了証と監理技術者資格者証の1枚化について

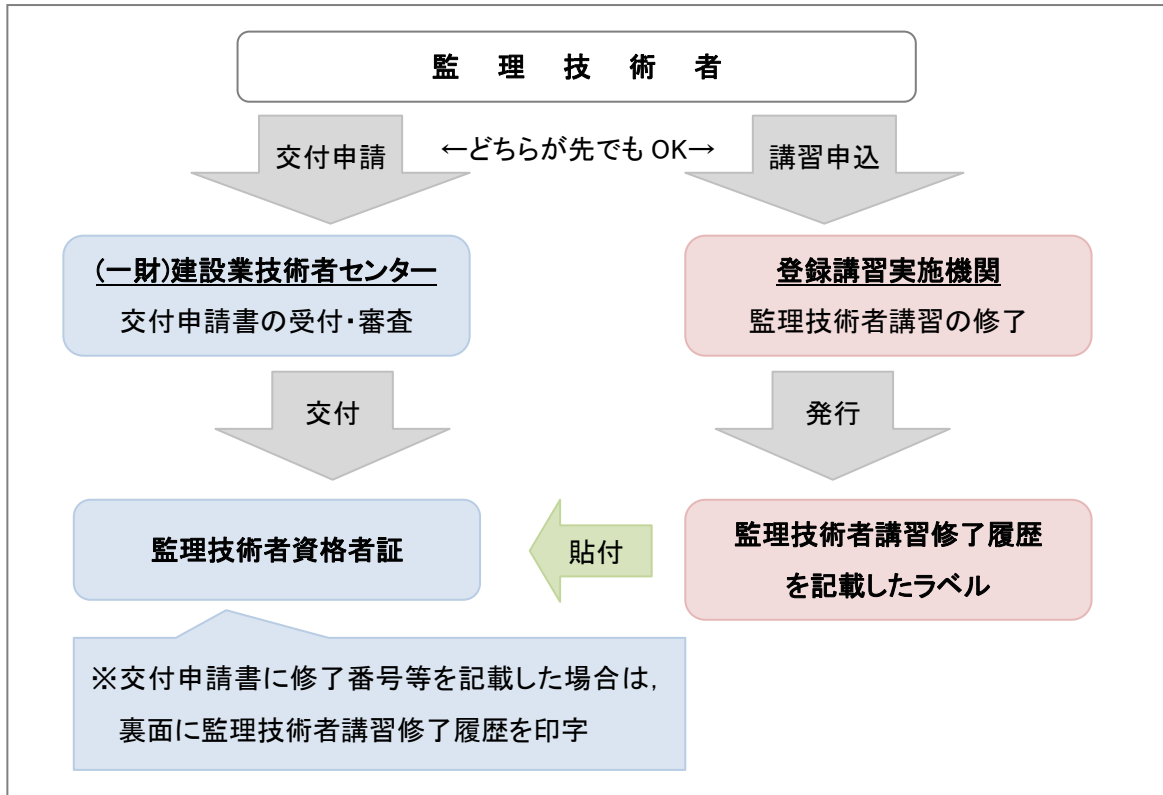
平成28年6月1日より改正建設業法が施行され、監理技術者の「資格者証」と「講習修了証」の2枚のカードが、1枚に統合されることになりました。この1枚化は、従来の監理技術者講習修了証に代えて、「監理技術者講習修了履歴を記載したラベル(修了ラベル)」を発行し、監理技術者資格者証の裏面の所定の箇所に貼付する方法で行います。

また、平成28年6月1日以降に交付される資格者証には、資格者証申請の都度、その時点での講習修了情報が印字されるようになります。

現 行		(表面)	(裏面)
資格者証	講習修了証	<p>氏名、住所、交付年月日、交付番号、監理技術者資格者証、平成年月日まで有効、国土交通大臣指定資格者証交付機関代表者、印、有する資格、講習修了の有・無</p>	<p>備考欄</p>
		<p>監理技術者講習修了証、修了証番号、本籍氏名、(生年月日 年月日)、この者は、建設業法第26条第4項の国土交通大臣の登録を受けた講習の課程を修了した者であることを証します。修了年月日、登録講習実施機関代表者、(登録番号 第 号)</p>	<p>注意事項 1 建設業法第26条第4項の規定により選任されている監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においてもその日の前5年以内に行われた講習を受講していなければならない。 2 建設業法第26条第4項に規定する発注者から本証の提示を求められることがある。 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p>

統合後		(表面)	(裏面)
資格者証		<p>氏名、住所、交付年月日、交付番号、監理技術者資格者証、平成年月日まで有効、国土交通大臣指定資格者証交付機関代表者、印、有する資格、講習修了の有・無</p>	<p>監理技術者講習修了履歴ラベル欄(修了証番号、修了年月日、氏名、生年月日、講習実施機関名、印)</p>

「監理技術者資格者証交付」と「監理技術者講習修了履歴ラベルの発行」の流れ



- ・旧様式の資格者証と修了証は、5月31日をもって交付を終了しますが、有効期限までの間（修了証においては修了年月日から5年間）は引き続き旧様式を使用。
- ・6月1日以降に資格者証の更新等や監理技術者講習を受講することにより、順次統合される。施行から5年で、全ての方が統合される予定。